

第9号議案

蒲郡市道路占用料条例の一部改正について

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成25年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

道路法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例

蒲郡市道路占用料条例（昭和51年蒲郡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表令第7条第1号に掲げる物件の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第7条第2号 に掲げる工作物		占用面積1平方 メートル1年に つき	1,500
令第7条第3号 に掲げる施設		占用面積1平方 メートル1年に つき	Aに0.036 を乗じて得た 額

別表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に改め、同表令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の項中「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。